

学務部学生支援課

「令和 4 年 12 月 22 日からの大雪による災害」に係る給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用・応急採用について

このことについて下記により、日本学生支援機構の支援制度の申請受付を行います。
被災者救済のため、かかる事態により緊急に奨学金・支援金が必要となった場合は
該当者全員の申請を受付けますので、窓口にお申し出ください。

記

1 災害救助法適用地域

1. 災害救助法の適用地域	詳細は下記 JASSO ホームページをご確認ください https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html  ※QR コードでも上記 URL にアクセス可能です。
2. 適用地域の準用	災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。

2 給付奨学金（家計急変採用） ※**学士のみの制度**です

1. 対象要件	生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し、次のいずれかに該当 ① 家計急変の事由 A～C のいずれかに該当 A：生計維持者の一方(又は両方)が死亡 B：生計維持者の一方(又は両方)が事故又は病気により、半年以上、就労困難 C：生計維持者の一方(又は両方)が失職(非自発的失業の場合に限る。) ② 被災により、生計維持者の一方(又は両方)が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	
2. 給付終期	修業年限の終了月まで	
3. 提出書類	同意書等、罹災（被災）証明書(写)、等 下記担当部署内のフォームよりお問い合わせください。	
4. 担当部署	https://www.titech.ac.jp/student-support/students/tuition/jasso/contact	
学務部学生支援課 経済支援グループ	全学士課程学生	

※申請にあたっては、授業料減免申請も併せて行っていただくこととなります。

【次ページに続く】

3 貸与奨学金（緊急採用・応急採用）

1. 貸与始期	緊急採用（第一種奨学金）：2022 年 12 月以降で申込者が希望する月 応急採用（第二種奨学金）：2022 年 4 月以降で申込者が希望する月	
2. 貸与終期	緊急採用（第一種奨学金）：2023 年 3 月 （翌年度も継続希望の場合は申請時に申し出て下さい） 応急採用（第二種奨学金）：修業年限の終了月まで	
3. 提出書類	同意書等、罹災（被災）証明書(写)、等 下記担当部署内のフォームよりお問い合わせください。	
4. 担当部署	https://www.titech.ac.jp/student-support/students/tuition/jasso/contact	
学務部学生支援課 経済支援グループ	（2016 年 4 月以降入学者）全学士課程学生 研究室・指導教員が大岡山キャンパスの大学院生 （2015 年度以前入学者）全学部生 理工学研究科・情報理工学研究科 社会理工学研究科・イノベーションマネジメント研究科の大学院生	
学務部学生支援課 すずかけ台学生 支援グループ	（2016 年 4 月以降入学者） 研究室・指導教員がすずかけ台キャンパスの大学院生 （2015 年度以前入学者） 生命理工学研究科・総合理工学研究科の大学院生	

4 JASSO 災害支援金

1. 対象要件	学生又はその <u>生計維持者</u> が、次のいずれかに該当 ①居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けたこと ②自治体からの避難勧告等が1か月以上続いたこと	
2. 支給額	10 万円（返還不要）	
3. 提出書類	罹災（被災）証明書(写)、等 下記担当部署内のフォームよりお問い合わせください。	
4. 担当部署	https://www.titech.ac.jp/student-support/students/tuition/jasso/contact	
学務部学生支援課 経済支援グループ	全学士課程学生、全大学院課程学生 ※日本人学生及び外国人留学生両方申請できます。	

5 その他

いずれの支援制度も、科目等履修生、研究生、聴講生等は対象外です。また、学業不振を理由として留年中の学生も対象外です（給付奨学金は、過去に留年していた場合を含みます）。

また、審査には時間を要しますので、採用（認定）結果通知時期についてはお答えしかねます。あらかじめご了承ください。